2018 年度 第8回Jリーグ理事会後記者 チェアマン会見 発言録

《決議事項》

1.2019 シーズン J3クラブライセンス交付判定の件(新入会対象 3 クラブ) 本件は、理事会決議事項です。本日は、下記 3 クラブの交付が決議されました。

《J3クラブライセンス交付》 ヴァンラーレ八戸FC 奈良クラブ FC今治

関連プレスリリース

https://www.jleague.jp/release/post-55741/

2.実行委員選任の件(G大阪 U-23)

G大阪 U-23 の実行委員を梶居勝志強化部長から上野山信行取締役強化・アカデミーアドバイザーに変更することを承認しました。

関連プレスリリース

https://www.jleague.jp/release/post-55746/

《報告事項》

1.清水エスパルスに対する制裁の件

8月3日に公表された清水エスパルスの経理担当者(社員)における現金回収した売掛金等の着服や会計システム上の帳簿改ざんなどがあり、クラブの資金約6700万円を流用していました。 この件に関してけん責と制裁金300万円の制裁を決定しました。理由に関しては、資料の通りです。6,700万円の内、すでに5,000万は返済があり、残りも回収の方向でまとまっています。 犯行の動機は個人的なものであり、組織的な関与、共犯関係はありません。

特に、制裁理由(5)ですが、犯行期間 6 年かつ私的流用額が 6700 万円と多額のため、内部統制面の脆弱性や瑕疵に対して、「両罰規定」を適用してクラブを処分することになりました。

関連プレスリリース

https://www.jleague.jp/release/post-55764/

〔村井チェアマンのコメント〕

シーズンもクライマックスに向かいますがJ1も優勝戦線、残留を欠けた戦いが近年になく熾烈な状況になり、J2・J3においても非常に白熱した展開になってきていることを共有した上で、理事会を始めました。

冒頭は、理事である北海道コンサドーレ札幌の野々村(芳和)さんから「北海道胆振東部地震」に関する現状や被害状況の共有をいただきました。震災そのものの被害や液状化による周辺広域に渡る被害について、また今後、「厚別などで試合を開催するにあたっても十分な液状化対策が必要」ということなどの報告も受けております。また、ご存知のように(台風 21 号による被害で)J-GREEN 堺のピッチがめくれたり、照明の鉄板がめくれるなど強風の怖さも再認識いたしました。そうした情報の共有を経て、議事に入りました。

先程、司会からお話しました決議事項のほかには、鹿島が AFC チャンピオンズリーグ(ACL)で 4 強に進出しました。リーグの期待を背負いながら健闘いただいていること、森保(一)日本代表監督の初陣では、23 人の選手登録中 15 名がJリーグ選手であること。改めてアジアで勝つこと、世界で勝つことへのJリーグの役割を再認識している次第です。

今日の理事会では、決めごとはありませんでしたが、今後のJリーグのビジョン、目指す姿の議論や、フットボールがどうあるべきなのかということを中心議題として議論しました。

[質疑応答]

Q: 先般から話し合いが行なわれていると思いますが、外国籍選手枠について現状や、クラブ編成の時期に差し掛かるため今後の見通しに関して教えてください。

A:村井チェアマン

外国籍選手枠の議論と、しっかりと自分たちのアカデミー組織で人を育てることにコミットしようというホームグロウン制度の両輪があります。今まで外国籍選手を制限することで、間接的に日本人(の出場枠)を守ってきたところがありますが、直接的にアカデミーが各クラブともコミットメントをして、人を育てる方向に行こうという議論です。議論の前提としては、J1・J2・J3で議論していますので、その内容の共有をさせていただきました。また、「なぜこういう制度の設計に入っているのか」という背景の説明。これはメディアの皆さまにも先日、原副理事長からお話をさせていただきましたが「日本の競技レベルを上げることにコミットしていきたい」ということです。そのためには内なる競争がより厳しくなること、そして選手の育成に直接的にコミットすること。この 2 つがとても重要だという前

提を共有させていただきました。方向性、大事にしている前提の考え方は、了解いただいていると 認識しています。詳細につきましては「10 月の時点で議論しています」とお伝えできますが、2019 年で導入する施策の骨格は、来月決議ができればと思います。

Q: 一部報道でも出ていますが、神戸の選手が「スタメン情報を関係者に漏らしてしまったのではないか」という点に関して、今日の理事会でその話題が出たのでしょうか。またお話された内容を教えてください。

A: 村井チェアマン

本件に関して、本日の理事会では質問、提言、コメントはありませんでした。現状のステータスで言いますと、神戸に対して事実確認をしており、返答を待っている段階です。そのため、本件に関して確定している情報がなく、現時点でお伝えできることはありません。一般論としては「Jリーグ規約」の第89条の条項で「プロ契約選手は、試合、トレーニングに関すること、極めて重要な内容については他言してはならない」という取り決めがありますので、こういうことがあれば内容次第、事実次第でありますが、規約に触れると認識しています。

【司会から補足説明】

本件は、第89条の禁止事項に箇条書きされていますので、ご確認ください。

<参考>

第89条[禁止事項]第2項

- (1) プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。
- ② 試合およびトレーニングに関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示

Jリーグ. jpより:Jリーグ規約(P39 に掲載されております)

https://www.ileague.ip/docs/abouti/regulation/2018/02.pdf